



沖縄と自民党改憲案から みる「地方自治」



弁護士

しら が ゆ り こ
白神 優理子

1 ★ 沖縄の叫び

私は司法試験に合格した後の1年間、沖縄にいました。日本全国にある米軍基地の4分の3が集中している沖縄県です。そこで聞いた、忘れられない話があります。

ある新聞記者の方のお話です。沖縄で教師をしている若い女性が泣きながら話してくれたそうです。「沖縄のすべての市町村で、県議会でその首長たちも含めて、オスプレイの配備を止めてくれと建白書を首相に出したのに、県民大会には9万人が集まり声を上げたのに、電話一本でオスプレイが配備されてしまった。もう子どもたちに民主主義を教える自信がない」と。

地方自治・民主主義の破壊に対する「沖縄の叫び」に、今こそ私たちは向き合わなければならないと思います。

2 ★ 沖縄の戦世—「命どう宝」の決意が地方自治の原点

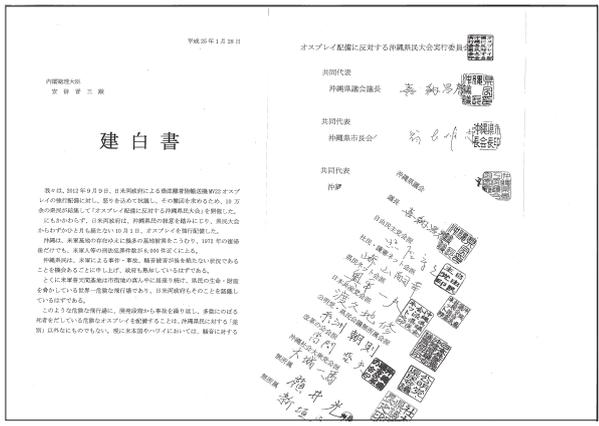
日本国憲法の基本三原則（国民主権、基本的人権の保障、平和主義）はご存知の通りですが「地方自治の保障」もまた、二度と戦争をしないという決意から日本国憲法で新しく取り入れられた大事な原則なのです。

沖縄戦は、日本が行った戦争の「本質」を表していると同時に、憲法の心を教えてくれます。

「米軍に生け捕りされては大変だ、天皇に申しわけが立たない。玉砕を名誉と信じ、首つり、自殺、自爆、虐殺、毒殺、絞殺、夫が妻子を若者が老人を、ナタで、鎌で、カミソリで。これが沖縄戦だ」。

これは、沖縄戦体験者の阿波根昌鴻^{あはごんしょうこう}さんの言葉です。「集団自死」（軍による強制集団死）について語っているものです。当時は戦陣訓というものが「生きて虜囚の辱めを受けず」と言われ、捕虜になるくらいなら天皇への恥だから死になさいと、国家が国民に自殺を命令していたのです。これを日本軍が沖縄県民にも強要した結果、4人に1人の沖縄県民が死に追いやられました。

「命どう宝^{めち たから}」という言葉にはこの後悔が込められているのではないのでしょうか。「命こそが何よりも大切なものだ」、と。



建白書 (2013年1月28日)

そして、このような犠牲を生み出した原因の一つが、明治憲法には地方自治の保障が全く規定されていなかったことにありました。

1938年4月の『国家総動員法』により地方団体が戦争体制に組み込まれ、国家の手足となり、地方団体職員が召集令状(赤紙)を配り、住民の情報を全て軍隊へ提供し、戦争末期には13歳や14歳の子どもの家を訪問し兵隊になるように説得するなど、戦争のためのありとあらゆる業務を行ったのです。

この反省から日本国憲法は、もう二度と戦争をしないために非軍事を徹底すると共に(憲法第2章)、戦争国家を作り出してしまった「中央集権的国家体制」を民主化することを目的として地方自治保障の制度をつくりました(憲法第8章)。平和主義と地方自治の保障は一体なのです。

国家のための地方団体から、住民(=国民)のための地方団体へ、180度の転換です。

国の主権者は国民、地方自治体の主権者は住民。その主権者たる住民の力で、代表者を選び、一人一人の「個人」が尊重され、幸せになるよう基本的人権を保障していく(住民自治)。地方自治体も立憲主義の大原則の下、憲法を守り実現する立場で行政を進める。そして、地方自治体は住民の権利を守るためには国家に対して、独立して意見を言うことができる(団体自治)ということです(憲法92条「地方自治の本旨」)。



オナガ雄志出馬表明、沖縄県知事選挙決起集会 (2014年9月13日)

3 沖縄のアメリカ世一基地の島 縄の苦しみとたたかい

しかし、沖縄は長い間その日本国憲法の光を受けることができませんでした。

1952年4月28日に発効されたサンフランシスコ講和条約によって、沖縄は本土から切り離され、20年間(敗戦からは27年間)もの間、米軍の占領下に置かれることになったのです。

米国民政府は1953年、強制的に土地を取り上げることができるようにする「土地収用令」を布告し、「銃剣とブルドーザー」によって土地を取り上げました。住民は各地で土地を守る会などを結成して激しく抵抗しました。銃剣で脅されてもブルドーザーの前に座り込みました。

しかし沖縄の声は無視され続けました。国土面積で全体の0.6%の面積しかない沖縄に、日本全国の米軍基地の70.6%が集中しています。唯一沖縄には、殴り込み部隊といわれる真っ先に戦地へ行き人殺しをすることが任務とされる海兵隊基地も置かれ、米兵による犯罪が絶えません。

4 沖縄のヤマトウ世一踏みにじられる沖縄の地方自治

祖国復帰を求める島ぐるみの闘いの末、1972年に沖縄はヤマトウ(日本本土)に復帰しました。しかし、適用されたのは、平和憲法ではなく日米安保条約でした。



新基地建設反対2・18海上パレード、ブイの向こうには海上保安庁の警備艇が見える（2017年2月18日）

騒音に環境破壊、繰り返される米軍犯罪、アメリカの海外への軍事侵攻の拠点基地にされるなど、県民の人権は壊され続けてきました。

県民の怒りと抵抗は「オール沖縄」をつくりました。沖縄県内全ての41市町村の首長と各議会、県議会議長、県議らによるオスプレイ配備反対・普天間基地閉鎖・辺野古への新基地建設反対などを内容とする「建白書」が首相に提出されました。続いて、県知事選や名護市長選・市議選を始めとする数々の選挙で「建白書」の立場の候補者が勝利をし、県民の意志は全国に明らかになりました。

それにもかかわらず、日本の政府はこの声を無視し続けています。

国は、沖縄県に対して沖縄の自治権を侵害する訴訟まで起こしました。翁長県知事は、前任者の仲井真県知事（当時）が行った、辺野古新基地建設のための「公有水面埋立ての承認」を取り消しました。しかし国は、「承認取り消し」を取り消すようにと是正指示を出しました。もちろん、翁長県知事はこれを拒否しました。

そこで国は、翁長県知事が是正指示に従わないことが違法であることの確認を求めて裁判を起こしたのです。福岡高裁那覇支部は、普天間基地の被害をなくすには辺野古新基地建設しかないのだから仲井真県知事（当時）が埋立承認した判断は違法ではないという国側の理不尽な主張をそのまま採用して、翁長県知事が是正指示に従わないのは「違法」だと判断してしまいました。沖縄県側

は自治権の侵害だとして上告をしましたが、残念ながら、2016年12月20日最高裁は沖縄県敗訴の判決を下しました。翁長県知事は「国と地方を対等・協力の関係とした地方自治法の視点が欠落した判断」として厳しく批判しました。

なりふり構わず、沖縄の自治権・県民の人権を破壊しようとする行動です。

国は、辺野古新基地は、普天間基地撤去の引換条件であり「負担軽減」だと主張しますが、老朽化している普天間基地に対して、新たに軍港機能や弾薬庫が加わり、耐用年数は200年ともいわれるのが辺野古新基地です。明らかに基地機能の強化であり、新基地の建設です。

裁判所はこのようなことを全く踏まえず、日米安保条約に基づく米軍基地の存在を前提として、また、その負担を沖縄県に押しつけることを前提として、沖縄県民の決断・民意を完全に無視する判決を出しました。地方自治の破壊です。



5 自民党改憲案からみる「地方自治」

辺野古訴訟からみえる日本政府の考え方は、日米安保条約など国の都合に反しない範囲でしか「地方自治」を認めませんよ、というものです。

このような考え方は自民党改憲案にも露骨にあらわれています。改憲案は第8章「地方自治」を全面的に変えています。

改憲案93条1項は、地方自治体を「基礎地方自治体」と「広域地方自治体」とに分けるとして、同条第3項では国と地方の役割分担論を強調します。

経団連も従前から、基礎地方自治体と「道州」という広域の自治体で分けるという「道州制」を提案しており、「国の役割は外交・防衛・エネルギーに限定するべき」と宣言しています。そうすると、外交・防衛・エネルギーに関する事項については、住民の権利が奪われるようなことであっても「地方自治」の中には入らず、自治権を主張できないということになるでしょう。

さらに、国は「福祉」の役割を放棄することになります。改憲案92条1項は、住民サービスについて自治体の自立自助の原則を強調し、同条2項は「住民は…その負担を公平に分担する義務を負う」として自己責任を強調しています。同96条1項は「地方自治体の経費～自主的な財源をもって充てることを基本とする。」となっています。

福祉国家破壊・国民総貧困化が狙われています。

地方自治を粉々に破壊して、住民の権利を奪うのが改憲案の中身です。

6

みるく世や、やがて—平和な未来を勝ち取る希望

「沖縄は日本の縮図」といわれます。まさに沖縄の「戦世」での捨て石作戦（日本の敗戦は既に明らかになっていたのに、本土決戦準備と、「国体護持」=天皇制を守るための終戦交渉の時間稼ぎのために沖縄県民の命を「捨て石」にした作戦のこと。）は、日本の起こした侵略戦争の本質をあらわしています。

そして沖縄の「アメリカ世」「ヤマトウ世」は、アメリカの戦争戦略に組み込まれ従属するために地方自治・民主主義をはじめ憲法のあらゆる価値を破壊している日本の現状をあらわしています。

侵略戦争の反省に立ち「命どう宝」の決意でつくられた日本国憲法の「地方自治」。自民党改憲案はこの原則を粉々に切り縮めています。そうすると「地方自治が死んでしまう」ことは今の沖縄が示しています。

しかし、沖縄が私たちにこの企みを打開する「希望」を示してくれています。

2014年11月1日、翁長候補を県知事に押し上げようという「うまんちゅ1万人大集会」が行われました。そこで、故菅原文太さんはこのようなスピーチを行い、満場の拍手がありました。

「政治の役割はふたつあります。一つは、国民を飢えさせないこと、安全な食べ物を食べさせること。もう一つは、これが最も大事です。絶対に

戦争をしないこと！」「沖縄の風土も、本土の風土も、海も山も空気も風も、すべて国家のものではありません。そこに住んでいる人たちのものです。辺野古もしかり。勝手に他国へ売り飛ばさないでくれ。」

まさにこれが地方自治の原点であると思います。

そしてこの後、オール沖縄の立場の翁長県知事が圧勝しました。その後続く総選挙でも、一斉地方選挙でも、オール沖縄の代表者が選ばれました。この沖縄の変化の姿というのは日本の未来を象徴していると思います。この流れは、今本土にもやってきました。

オール沖縄のパワーが今日本全体に行き渡って、立場の違い、職業の違いを超えて、「日本国憲法を守ろう」「だれの子どもも殺させない」「子どもたちに希望を失わせない」「立憲主義・民主主義を取り戻そう」という強大なうねりになり、国会にまで影響を与えています。

まさに沖縄が示してくれた未来の姿が実現しようとしています。

最後に、沖縄の「アメリカ世」で祖国復帰を掲げて那覇市長になった瀬長亀次郎氏の言葉を紹介します。「弾圧が抵抗を呼び、抵抗が友を呼ぶ」というものです。

安倍政権による憲法破壊が進めば進むほど、この弾圧に抵抗する声上がり、その声がかつて結びつくことがなかった人々や団体を結び付け、大きな共同の友の輪が広がっていく。まさに今の日本の姿ではないでしょうか。

さらに大きく輪を広げ、憲法が輝く「みるく世」(=平和の世)を勝ち取りましょう。

〔編集部から〕憲法シリーズを4回にわたって白神優理子先生に執筆していただいています。

しらが ゆりこ 弁護士。弁護士4年目。八王子合同法律事務所所属。横田基地騒音公害訴訟、原爆症認定訴訟、労働事件等を多数担当。講師活動に多数取り組む。著書：『弁護士白神優理子が語る「日本国憲法は希望」』（平和文化社、2016年）。